

徳島県告示第二百九十六号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十五日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表東とくしま農業協同組合の項を次のように改める。

東とくしま農業協同組合					
小松島市堀川町					
本所	小松島支所	小松島南部支所	勝浦支所	那賀川支所	羽ノ浦出張所
小松島市堀川町	小松島市堀川町	小松島市坂野町	勝浦郡勝浦町	阿南市那賀川町	阿南市羽ノ浦町